

■ 4-5 スキップ、メゾネット式共同住宅の連結送水管及び非常コンセント設備の設置基準について



昭和 49 年 2 月 25 日
各消防署長あて消防長通達

1 連結送水管

主要構造部を耐火構造とした共同住宅で共用廊下（階ごとに全住戸を結ぶもの）の未設置階が連続して3層以上にわたらず、かつ共用廊下を有しない階層の住戸数が2戸以内ごとに令第8条該当の垂直区画がされている構造のものに限り次により設置することができるものとする。

- (1) 放水口は共用廊下にある階段室、エレベーター乗降ロビー等消防隊が有効に消火活動ができる位置に設置すること。
- (2) 放水口は、各階のすべての部分から歩行距離 50m以内であること。
- (3) 放水口は、双口形（呼称 50 及び呼称 65）として、20mホース（呼称 50）2本、ノズル（噴霧切替型）1本をボックス内に収納させること。ただし、11 階以上に設置するものについては、ホース、ノズルとも2倍とすること。
- (4) 送水口は、立管の数以上とし2以上の立管のある場合は、ループ配管とすること。

2 非常コンセント設備

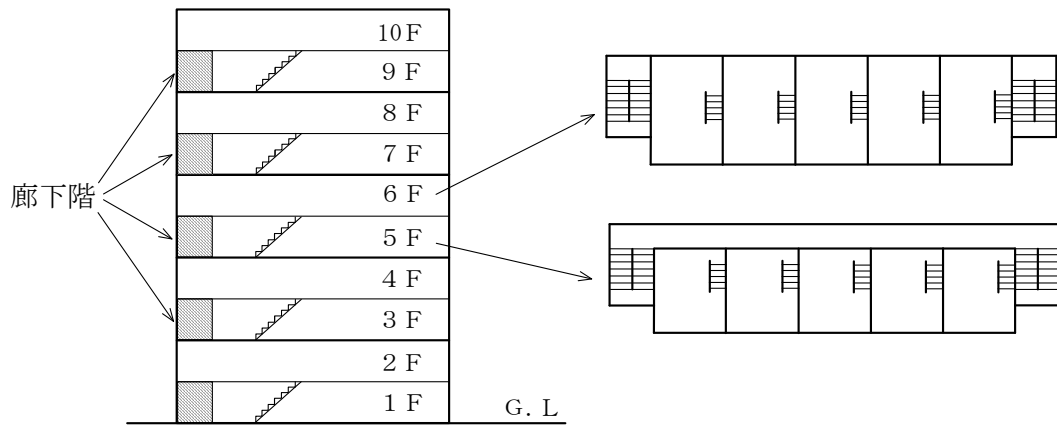
連結送水管の設置基準(1)、(2)の例により設置すること。

3 その他

その他変則なタイプの建築物で設置上疑義を生ずるものについては、その都度局と協議されたい。

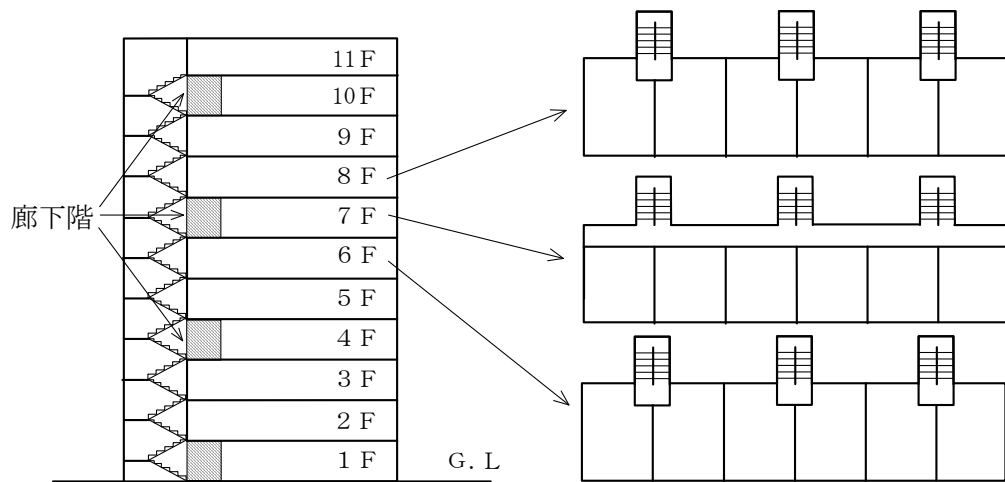
変形フロアー平面参考例

〔例 1〕



※ 放水口は廊下階のみに設置

〔例 2〕



※ 放水口は廊下階のみに設置